

令和3年第1回

## 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和3年2月9日 開会

令和3年2月9日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

令和3年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

---

2月9日（火曜日） 第1号

---

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
議席の指定及び一部変更	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
副議長の選挙	4
議案第1号から議案第6号まで6件上程、説明、採決	5
閉会	10

## 議 事 日 程

令和3年2月9日（火曜日） 午後1時30分開議

- 第1 議席の指定及び一部変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 議案第1号 令和3年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第6 議案第2号 令和3年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
予算
- 第7 議案第3号 令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会  
計補正予算（第3号）
- 第8 議案第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について

---

### ◎本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定及び一部変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 議案第1号 令和3年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第6 議案第2号 令和3年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
予算
- 日程第7 議案第3号 令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会  
計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について

---

### 出席議員（46人）

1番 浅井文彦君

2番 大野一生君

3番	松原和生君	27番	小島英雄君
4番	広瀬幹夫君	28番	小古田英聖人君
5番	田中孝典君	30番	早野博文君
6番	國島芳明君	31番	西脇康世君
8番	山下清司君	32番	谷村成基君
9番	波多野源司君	33番	木野隆之君
10番	青山節児君	34番	堀正君
11番	武藤鉄弘君	35番	岡部栄一君
12番	水野光二君	36番	宇佐美晃三君
13番	松井聡君	37番	岡崎和夫君
14番	小坂喬峰君	38番	戸部哲哉君
15番	伊藤誠一君	39番	柴山佳也君
16番	加藤淳司君	40番	高垣昌司君
17番	浅野健司君	41番	梅村登次君
18番	富田成輝君	42番	佐藤光宏君
20番	森和之君	43番	井戸敬二君
21番	湯之下明宏君	44番	金子政則君
22番	葛谷寛徳君	45番	横家敏昭君
23番	藤原勉君	46番	今井俊郎君
24番	日置敏明君	47番	渡邊公夫君
25番	山内登君	48番	板谷孝明君
26番	松永清彦君	49番	大田貢君

欠席議員 (3人)

7番	古川雅典君	19番	林宏優君
29番	大橋孝君		

説明のため出席した者

広域連合長	柴橋正直君	副広域連合長	成原茂君
副広域連合長	小川敏君	事務局長	市岡三明君
副広域連合長	尾関健治君	会計管理者兼会計課長	吉田敏蔵君
副広域連合長	都竹淳也君	資格電算課長	尾関裕孝君
副広域連合長	板津徳次君	給付課長	村井功君

職務のため出席した事務局職員

書記長	青山浩美	書記	安田延弘
-----	------	----	------

---

## 開 会

午後1時31分 開 会

○議長（大野一生君） 定足数に達しておりますので、ただ今から令和3年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

---

### 一 諸般の報告 一

○議長（大野一生君） 日程に入るに先立って諸般の報告を行います。

去る10月31日付で、関市選出の尾関健治議員、飛騨市選出の都竹淳也議員、富加町選出の板津徳次議員及び白川村選出の成原茂議員から、11月2日付で、美濃市選出の堀部勉議員、瑞浪市選出の勝康弘議員、大野町選出の武藤貞雄議員及び坂祝町選出の三品智裕議員から、それぞれ議員辞職願が提出され、これを許可しましたので、会議規則第八十三条第二項の規定により、御報告いたします。以上で諸般の報告を終わります。

---

## 開 議

○議長（大野一生君） これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

---

### 第1 議席の指定及び一部変更

○議長（大野一生君） 日程第1、議席の指定及び一部変更を議題といたします。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、8番 山下清司君、9番 波多野源司君、11番 武藤鉄弘君、12番 水野光二君、13番 松井聡君、14番 小坂喬峰君、21番 湯之下明宏君、22番 葛谷寛徳君、27番 小島英雄君、31番 西脇康世君、35番 岡部栄一君、36番 宇佐美晃三君、39番 柴山佳也君、40番 高垣昌司君、41番 梅村登次君、48番 板谷孝明君、49番 大田貢君、 以上のとおり指定します。

続いて、ただいまの指定に関連して、同条第3項の規定により、議席の一部変更を行います。

お諮りします。議席番号10番、15番から20番まで、37番及び38番、42番から47番については、ただいま御着席のとおり議席の一部を変更するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま御着席のとおり議席の一部を変更することに決しました。

---

## 第2 会議録署名議員の指名

○議長（大野一生君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、議長において、17番 浅野健司君、36番 宇佐美晃三君、の両君を指名します。

---

## 第3 会期の決定

○議長（大野一生君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決しました。

---

## 第4 副議長の選挙

○議長（大野一生君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

副議長には、梅村登次君を指名します。ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、梅村登次君が副議長に当選されました。ただいま当選されました梅村登次君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項

の規定による告知をいたします。

副議長からごあいさつがあります。41番梅村登次君。

〔梅村登次君登壇〕

○37番（梅村登次君） ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会副議長にご推挙いただきました梅村登次でございます。円滑な議会運営のため議長の補佐役として、誠実に任務にあたらせていただきたいと思います。

どうか皆様のご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

---

## 第5 議案第1号から議案第6号まで

○議長（大野一生君） 日程第5、議案第1号から日程第10、議案第6号まで、以上6件を一括して議題とします。

これら6件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、柴橋正直君。

〔柴橋正直君登壇〕

○広域連合長（柴橋正直君） 令和3年第1回

岐阜県後期高齢者医療 広域連合議会定例会が開催されるにあたり、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、議員の皆様並びに各市町村の皆様方には、日頃より後期高齢者医療制度の円滑な運営に対し、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

提案説明に先立ちまして、一言申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により世界にとって大きな転換期となった年であり、日本国内でも緊急事態宣言が発令されるなど、従来になかった「新しい生活様式」が求められているところであります。

岐阜県においては、新型コロナウイルスが常に存在するという前提に立って、「withコロナ」の考え方を土台とした「コロナ社会を生き抜く行動指針」に基づき、県民が一体となって「オール岐阜」による感染拡大防止の取り組みを進めております。

しかしながら、この年末年始には、感染拡大が続き、新規感染者数が過去最多を更新するなど危機的な状況となっております。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、2月7日を期限とする緊急事態宣言が岐阜県を含む11都府県に発令されておりましたが、新規感染者は、減少傾向にあるものの、依然として、警戒すべき状況にあることから、3月7日まで、期間が延長されたところであります。

一部地域での解除の検討に入ったとの報道もございますけど、今後におきましても、不要不急

の外出を自粛し、人との距離を確保し、マスクの着用、手洗いをしっかりと習慣付け、密閉・密集・密接の3つの密を回避することに併せ、県の行動指針を遵守するなど感染防止対策の引き続きの徹底をお願いするものであります。

また、昨年7月には、熊本県を中心に日本各地で集中豪雨が発生しました。岐阜県においても高山市や下呂市などでは、甚大な被害を受け、災害救助法が適用されたところであります。

本広域連合といたしましては、災害救助法の適用を受けられた市町村にお住いの被保険者に対し、窓口での一部負担金については、その支払いを猶予、免除するという特別対策を実施したところであり、先般、この2月末まで延長を図ったところであります。

それでは、諸般の情勢と若干の所感を述べさせていただきます。

まず、高齢化の状況であります。昨年7月に厚生労働省が公表しました「令和元年簡易生命表の概況」によりますと、日本人男性の平均寿命は、81.41年、女性の平均寿命は、87.45年となっており、それぞれ過去最高を更新しております。また、昨年9月に総務省が公表しました「統計からみた我が国の高齢者」によりますと、総人口が減少する中で、65歳以上の高齢者人口は、約3,617万人で、総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、28.7%であります。75歳以上の後期高齢者人口については、約1,871万人で総人口に占める割合は、14.9%と過去最高となっております。100歳以上の人口は、初めて8万人を超え、人生100年時代とも言われる長寿社会を今まさに迎えるようとしております。

このような中、昨年9月に菅内閣が発足し、就任にあたって行われた所信表明演説の中では、省庁や自治体の縦割りを打破し行政のデジタル化を進めることが示されました。この背景としまして、今回の感染症では、行政サービスや民間におけるデジタル化の遅れなど様々な課題が浮き彫りになったことから、今後5年で自治体のシステムの統一、標準化を実施すること、そのために、マイナンバーカードについては、今後2年半のうちに、ほぼ全国民に行きわたることを目指し、また、今年3月から保険証とマイナンバーカードの一体化を始め、運転免許証の一体化も進めることとしております。

一方、安心の社会保障では、人生100年時代を迎え、疾病予防や健康づくりを通じて健康寿命を延ばす取り組みを進めるとして、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継いでいく決意が示されました。

本広域連合におきましては、これまでも健康寿命の延伸を目指して、様々な保健事業を実施してきたところでありますが、この実施計画であります「第2期データヘルス計画」の中間評価の結果を踏まえながら、今後も、地域特性に応じた事業を展開していくところであります。

更には、今年度から施行されている疾病予防と介護予防の両方のニーズに対応する高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組み始めたところであります。

次に、医療費についてであります。昨年9月に厚生労働省が発表した「令和元年度医療費の動向」の中で、国民医療費総額は、約43兆6千億円、その内、後期高齢者医療費が約17兆円でありまして、国民医療費総額の39.1%を占めるという状況にあります。

一人当たりの医療費は、75歳未満では、約22万6千円であるのに対し、75歳以上では、その4倍を超える約95万2千円となっていることから、今後、団塊の世代が後期高齢者となります2025年にかけては、医療費の大幅な増加による医療制度の安定的な運営が危惧されております。

そのような状況の中、昨年末には、全世代型社会保障検討会議の最終報告がまとめられ、世代間の給付と負担の公平性を高め持続可能な社会保障制度の構築を目指し、焦点であった、75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担について、課税所得が28万円以上で、単身世帯の場合は、年収200万円以上、複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上の方を対象に、現行の1割負担から2割負担に引き上げ、2022年度後半から実施することとされて、閣議決定がなされました。

引き続き持続可能な医療制度の在り方を検討していくべきではないかと考えておるところであります。その上で、世代間の負担の公平性の観点を踏まえ、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築することが重要と感じているところであります。

今後におきましても、国等の動向を注視しながら、被保険者の皆様が、安心して医療を受けることができますよう、各市町村と協力・連携して、制度の適正かつ円滑な運営に努めてまいりますので、議員各位のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今期定例会に提案をいたしました諸議案につきまして、その概要を一括してご説明申し上げます。

議案第1号は、「令和3年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」であります。

一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2億6,689万5千円とするものであります。前年度と比べ、319万1千円率にして、1.21%の増であります。

はじめに、歳入の主なものを申し上げます。

分担金及び負担金といたしまして、市町村からの負担金2億2,004万4千円を計上いたしました。

また、前年度からの繰越金といたしまして、4,400万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

総務費といたしまして、新たに、例規サポートシステムの導入等に係る経費を計上したほか、職員の人件費や各種委員会の経費など、広域連合の運営にかかる費用として、2億6,420万3千円を計上いたしました。

議案第2号は、「令和3年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」であります。

特別会計 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,642億6,275万5千円とするものであります。

これは、前年度と比べ、85億556万1千円率にして、3.33%の増であります。

はじめに、歳入の主なものを申し上げます。

市町村支出金といたしまして、保険料負担金や保険基盤安定負担金、並びに、療養給付費の定率負担金や保健事業の負担金などとして、473億7,727万9千円を計上いたしました。

国庫支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担金、並びに、調整交付金などとして、846億5,247万円を計上いたしました。

県支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担金として219億412万4千円を計上いたしました。

支払基金交付金といたしまして、現役世代の方々からの支援金として1,058億8,032万5千円を計上いたしました。

さらに、前年度からの繰越金といたしまして、39億5,804万7千円を計上いたしました。続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

総務費といたしまして、共同電算処理業務の委託やレセプト管理、点検業務並びに電算処理システム機器等保守業務の委託料などとして6億5,244万2千円を計上いたしました。これは、前年度と比べ、4,773万4千円の増となっております。

保険給付費といたしまして、令和2年度見込みと比較した被保険者数の伸び率を0.45%の増、一人当たり給付費の伸び率を3.27%の増で見込み2,609億7,682万5千円を計上いたしました。

これは、前年度と比べ、93億4,779万2千円率にして、3.71%の増であります。

保健事業費といたしまして、ぎふ・すこやか健診の受診率を26.8%ぎふ・さわやか口腔健診の受診率を実態にあわせて8.5%で見込み健康保持増進事業費として10億4,899万8千円また、医療費適正化を図るため、医療費通知・後発医薬品の利用差額通知の継続実施や重複・頻回受診者に対する訪問指導及び、長寿・健康増進事業補助並びに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などその他保健事業費として2億6,097万7千円を計上いたしました。

議案第3号は、「令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」であります。

今回の特別会計補正予算は、昨年7月に実施した被保険者証の一斉更新時に各市町村が要したマイナンバーカード取得促進リーフレットの送付経費の増額分を補助するもので、歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,598億2,979万円とするものであります。歳入補正予算としまして国庫支出金におきましては、特別調整交付金として、1,200万円を計上いたしました。歳出補正予算としまして円滑運営補助金として1,200万円を計上いたしました。

議案第4号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、給与所得者等のいる世帯の保険料の負担水準に影響が生じないように、軽減判定基準の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第5号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

今般、効率的な行政手続の推進に伴い、押印に係る規定の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について」であります。

現在、その任に御尽力をいただいております、伊藤桃子さんの任期が、この3月27日に満了となりますので引き続き伊藤桃子さんを公平委員会委員として選任いたしたいため、その同意を求めるものであります。

伊藤桃子さんは、現在、大垣地域公平委員会委員を務められ、地域行政に貢献をされておられます。よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

以上、今回提案をいたしました議案について、御説明をいたしました。

今後とも各市町村と十分に協議、連携をしながら後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に

努めてまいりますので、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大野一生君） これら6件に対する質疑の通告はありません。

これら6件に対する討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

まず、議案第1号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第2号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第3号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第4号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第5号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第6号を採決します。

お諮りします。伊藤桃子君を公平委員会委員に選任するについては、これに同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。伊藤桃子君を公平委員会委員に選任するについては、同意と決しました。

---

閉 議 閉 会

○議長（大野一生君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了しました。よって、本日の会議はこれで閉じ、令和3年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後1時56分 閉 会

---

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

大野 一生

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

浅野 健司

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

宇佐美 晃三